

令和 8 年 3 月 9 日
健康部保健予防課

産婦・1 か月児健診について

1 現状・課題

産婦健診と 1 か月児健診は、産後うつや虐待予防、新生児の身体異常の早期発見を行うものであるが、医療機関での個別健診で実施されている（自費）。

一方、都内では居住自治体以外での出産が約半数を占めており、自治体の区域を越えて受診できるよう都内共通受診方式（公費負担）が令和 8 年 1 0 月以降導入されることとなった。

2 事業目的

出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握等を行う健診を実施するとともに、乳児（出生後 27 日を超え、生後 6 週に達しない乳児）に対しても、身体発育状況や栄養状態の把握、身体異常の早期発見等を行う健診を行うことで、産後うつや新生児への虐待予防を行う。（令和 8 年 4 月から 9 月までの対象者は償還払いで対応する。）

3 事業内容

（1）対象者

令和 8 年 4 月 1 日以降に出産された方

（2）助成回数

①産婦健診：産婦 1 人につき 2 回以内

② 1 か月児健診：乳児 1 人につき 1 回

4 スケジュール・周知等

（1）開始時期

令和 8 年 4 月 1 日

（2）周知

区報・区ホームページにおける記事掲載、リーフレット配布等により周知に努める。